

適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項

1. 請負業者の責務

請負業者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。

2. 品質及び施工管理に関する事項

(1) 生コンクリート工場の選定に関することについて

生コンクリート工場の選定については、奈良県土木請負工事必携の「土木工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」に基づき選定すること。

生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。

(2) 生コンクリート運搬に関することについて

1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。

2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。

3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。

(3) 施工に関することについて

1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督員と協議し、了解を得ること。

2) 加水及び加水の疑いが生ずるような行為を行わないよう下請業者及び生産者（生コンクリート工場）を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。

3) 生コン運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置計画するとともに、生コン運搬車の洗浄設備（洗浄水受け等）を設け、洗浄水は適切に処理すること。

生コン運搬車の水洗いは、運搬経路上など洗浄設備のない場所では行わないこと。

4) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督員と協議すること。

5) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車（能力に余裕のある機種等）を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格（圧送施工技能士等）を有する業者が施工すること。

3. 遵守事項が守れなかった場合の措置

(1) 品質に関わる措置

生コンクリートの加水行為が判明した場合は、当該構造物の除去等の改善措置を講じること。

なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。

(2) 運搬に係る措置

運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。

4. 改善措置の確認及び費用負担

(1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。

(2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、請負業者の負担とする。

5. 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。